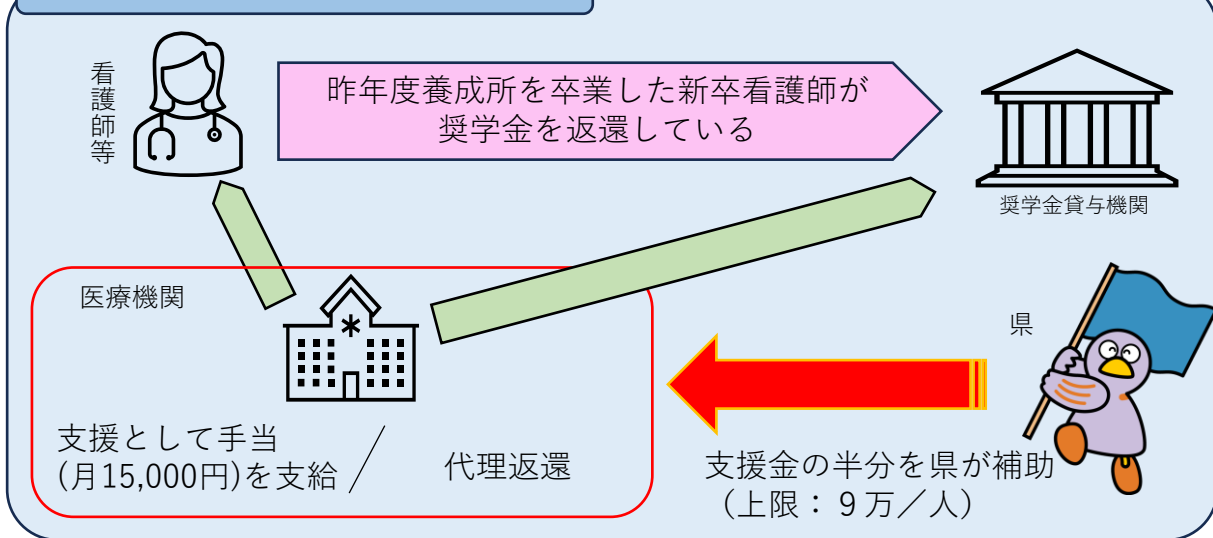


看護師等奨学金返還支援事業 ～事業概要～

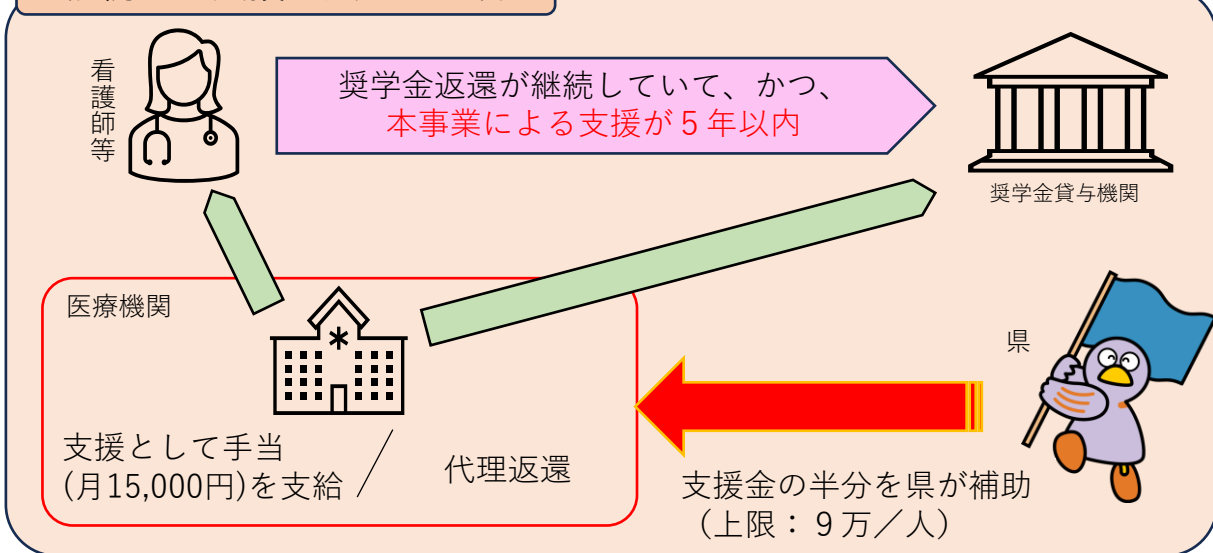
事業内容	医療機関が新卒採用看護師等の奨学金返還を支援する場合、県がその一部を補助する。
基準額及び補助金額	18万円(補助基準額)※月15,000円 × 1/2(補助率) = <u>9万円(1人当たりの補助上限額)</u>
補助対象	医療機関を運営する法人等であって、常時使用する従業員数が100人を超えるもの
支援対象者	次の各号のいずれにも該当する方 ①貸与型奨学金等を返還中の方 ②次の各号のいずれかに該当する方 (1)看護師等養成所を卒業後3年以内(当該年度を含めて過去3年度以内に卒業した方) または県外の医療機関を離職後1年以内の方で、看護師等として補助事業者の運営する医療機関へ勤務する方 (2)前年度に本事業の支援を受けた方 ③当該施設の社会保険(健康保険及び厚生年金保険等)の被保険者である方 ④本事業及び埼玉県中小企業等奨学金返還支援事業による支援期間の合計60か月(5年)以内の方
対象経費	補助事業者が支援対象者のために支出した次の経費のうち、補助年度内に支出したもの ①奨学金返還支援のために支援対象者に支給する手当 ②奨学金の貸与機関に対し、支援対象者の奨学金返還金として直接支出する経費
対象人数	100人

看護師就業促進事業（奨学金返還支援事業） ～対象となる事例～

今年度初めて支援を受ける場合



継続して支援を受ける場合



【看護師等奨学金返還支援事業の対象となる奨学金の区分について】

奨学金種別・貸与団体		奨学金返還支援制度の対象
貸与型奨学金	日本学生支援機構 埼玉県 自治体	○
返還免除型奨学金 (一部免除を含む)	県内の貸与団体	×
	県外の貸与団体	○

※ 複数の奨学金を借りている場合は、上表により本事業の対象となる奨学金分のみ補助対象となる

いわゆる「紐付き奨学金」
 (県内の貸与団体が貸し与えたもので就労により返還が免除される制度のあるものに限る) は支援の対象外になりますので
 ご注意ください。

